

令和6年度  
大阪府塗料製造業最低賃金専門部会  
第2回 会議次第

令和6年9月5日（木）午前10時  
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

## 特定最低賃金別の四分位偏差係数（事業所規模別）

規模	全て 1人から99人 (自動車小売業は1人から29人)	1人から9人
塗料	0.1941	0.1622
鉄鋼	0.2028	0.1941
非鉄	0.2345	0.2318
機械	0.2189	0.2224
電機	0.2419	0.2463
自動車附属	0.2317	0.2139
自動車小売	0.2066	0.1977
単純平均	0.2186	0.2098

## 四分位偏差係数

分布の広がりを示す指標のひとつ。次の算式により計算された数値をいう。

この値が大きい場合はばらつきが大きく、逆に小さい場合はばらつきが小さいことを示す。

$$\frac{(\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数})}{2 \times \text{中位数}}$$

写

令和6年9月5日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基 0702 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府塗料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府塗料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。